○総務省令第百十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十六日

総務大臣　藤井比早之

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地方業務室及び企画官） 第十八条　［略］ ２　地方業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる事務で管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び行政評価事務所（次号において「管区行政評価局等」という。）が企画及び立案を行い、並びに実施するものの調整及び処理に関すること。 イ　各府省、デジタル庁及び防災庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。 ［ロ～ニ　略］ ［二　略］ ［３・４　略］ （総務行政相談部の所掌事務） 第二百二十五条　総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十四　略］ 十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 ［十六～二十　略］ （管理官の職務） 第二百三十一条　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　略］ ［２　略］ （管理官の職務） 第二百六十九条の二　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省、デジタル庁及び防災庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　略］ ［２　略］ 附　則 （行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）	（地方業務室及び企画官） 第十八条　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ イ　各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。 ［ロ～ニ　同上］ ［二　同上］ ［３・４　同上］ （総務行政相談部の所掌事務） 第二百二十五条　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 ［十六～二十　同上］ （管理官の職務） 第二百三十一条　［同上］ 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　同上］ ［２　同上］ （管理官の職務） 第二百六十九条の二　［同上］ 一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。 ［二～四　同上］ ［２　同上］ 附　則 （行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）

第十条　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「及び防災庁の」とあるのは「、防災庁及び復興庁の」と、「及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項」とあるのは「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の管理官の職務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十九条の二第一項第一号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第十条　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは「各府省、デジタル庁及び復興庁」と、「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項」とあるのは「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の管理官の職務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十九条の二第一項第一号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

附　則

この省令は、令和八年十一月二日から施行する。